

平成21年8月31日

株主の皆様へ

株式会社 アリサカ
更生管財人 弁護士 江藤利彦
同代理 弁護士 洲崎達也

更生計画認可決定のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社は、平成21年6月30日、宮崎地方裁判所に更生計画案を提出し、平成21年8月20日開催の関係人集会において更生計画案が可決され、平成21年8月31日同裁判所より認可決定をいただきましたことをお知らせいたします。

これに伴い、更生計画に規定された当社株式の「資本をゼロとする減資」(100%減資)を行うこととなり、これまで長きにわたり当社を支えて頂きました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主様としての権利が失われることとなります。

当社の会社更生手続きに伴い、多大なるご迷惑をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、更生計画案を遂行し、早期に事業再建を図る所存ですので、今後とも皆様のご理解とより一層のご支援ご指導を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

尚、当社株式の「資本をゼロとする減資」(100%減資)に伴う取り扱いについて、下記の通りお知らせいたします。

記

減資予定日は 平成21年8月31日を予定しております。

減資日をもって株主様としての権利は誠に申し訳ありませんが全て失われることとなります。

平成21年1月5日より株券電子化が施行されたことにより、当社は株券不発行会社となっております。

お手元に株券をお持ちの株主様は、株券を当社宛にご返却いただく必要はありません。お手数ですが株主様で処分していただくこととなります。

確定申告用の「株式異動証明書」のご必要な株主様は、大変ご面倒をお掛けいたしますが、当お知らせに添付しております「株式異動証明書」の交付請求書を印刷して頂き、当社総務部までご送付下さい。

【請求先】〒880-0925

宮崎市大字本郷北方 2485-20

株式会社アリサカ 総務部

電話 0985-52-1314

以上